

2010年9月15日

日本機械輸出組合
組合員企業各位

米国輸入者 10+2 ルール
不積みメッセージ(DNL; Do Not Load)の発信について
(続報)

本年9月8日、標記に関する情報を掲載いたしましたところ、本分野の第一人者であるロバート・ピサーニ弁護士から、不積みメッセージ(DNL Do Not Load)コードおよびDNLメッセージコードを含め、新たに追加されたISFコードについて興味深い補足情報が当組合に寄せられました。

こうした新たなCBPコードは、CBPシステムに連動しているAMS、ABIでISF申告を行った申告者にISFや船積みのステータスを通知するためのもので、9月15日から発効となります。

なお、今般追加されたコードは9月8日の当組合の情報に掲載されております。

ピサーニ弁護士によると、CBPは、海上貨物に対するテロの脅威といった米国の安全保障を脅かす可能性等、重大な状態が発生した認められた場合に限り、DNLを発信されるようです。このため殆どの場合、CBPが行使する基本的なエンフォースメント手段は、警告書あるいは損害賠償(Liquidated Damage)となるとのことでした。

このエンフォースメント運用方針が意味しているのは、CBPは、輸入者が適切に10データ(ISF申告)を申告し、全ての要件を満たすことを依然として期待しているということであり、警告書が送られたり、損害賠償が科せられたにもかかわらず、遵守しない場合にさらなるエンフォースメントが発動されるとのようです。

CBPは、ISFについての企業の対応の進捗状況をモニターしながら、警告書、損害賠償、罰則などエンフォースメントをかけていきますので、企業としても手を緩めず、対応努力を続けることが必要となります。

ご参考まで。

本件のお問い合わせ先
日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ
(担当:橋本、多田)
03(3431)9800